

特定接種の接種体制に関する覚書

内閣法制局長官総務室総務課長 松本 昌樹（以下「甲」という。）と内閣共済組合内閣府本府支部長内閣府大臣官房長 河内 隆（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 6 条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員（人数は、別紙のとおり。）の特定接種を行うこと。なお、接種場所については、内閣共済組合内閣府診療所（東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 中央合同庁舎第 8 号館 2 階）とする。

以 上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成 29 年 1 月 5 日

甲 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号
内閣法制局
長官総務室総務課長

松 本 昌 樹



乙 東京都千代田区永田町一丁目 6 番 1 号
内閣共済組合内閣府本府支部長
内閣府大臣官房長

河 内 隆



別紙

平成29年1月5日現在 ■人